

(証券コード 4971)

平成28年5月30日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市東初島町1番地
(本社事務所
兵庫県尼崎市昭和通3丁目95番地)
メ ッ ク 株 式 会 社
代表取締役社長 前 田 和 夫

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って平成28年6月20日（月曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月21日（火曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市昭和通3丁目96番地
尼崎商工会議所会館7階 701会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第47期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第47期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

- 第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第7号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月20日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（4頁～5頁）の「インターネットによる議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、平成28年6月20日（月曜日）午後5時15分までに行使してください。
- (3) 議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mec-co.com/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎ 当社は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mec-co.com/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表

目 次

株主総会参考書類	6
添付書類	
事業報告	30
計算書類	54
監査報告書	60

《インターネットによる議決権行使についてのご案内》

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用になり、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成28年6月20日（月曜日）午後5時15分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) パソコン用サイトによる場合
 - ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
 - イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - (a). ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
 - (b). PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降の Adobe® Reader®
- ※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®および Adobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。
- ※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- (2) 携帯電話端末用サイトによる場合
以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

① iモード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ

※ iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

5.パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、経営の効率性を高め、迅速な意思決定を可能にするため、重要な業務執行の決定の全部または一部を代表取締役社長へ委任することができる規定の新設等を行うものであります。
- ② 上記条文の新設、変更および削除に伴い、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。
 なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力発生するものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
【新 設】	<u>(機 関)</u> <u>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>
第4条～第16条 【条文省略】	第5条～第17条 【現行どおり】
<u>(取締役会の設置)</u> <u>第17条 当社は、取締役会を置く。</u>	【削 除】
<u>(取締役の員数)</u> <u>第18条 当社の取締役は、7名以内とする。</u>	<u>(取締役の員数)</u> <u>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は6名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法) 第19条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 【条文省略】 3. 【条文省略】</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>【新 設】</p> <p>【新 設】</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 【条文省略】</p>	<p>(選任方法) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役を、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 【現行どおり】 3. 【現行どおり】</p> <p>(取締役の任期) 第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 【現行どおり】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集手続) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>(取締役会の決議方法) 第24条 【条文省略】</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、当該決議事項の議決に加わることができる取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会規程) 第26条 【条文省略】</p>	<p>(取締役会の招集手続) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に掲げる事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を代表取締役社長に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第25条 【現行どおり】</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、当該決議事項の議決に加わることができる取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程) 第27条 【現行どおり】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等) 第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約) 第28条 【条文省略】</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第29条 <u>当会社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の員数) 第30条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第31条 <u>当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の報酬等) 第28条 <u>当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約) 第29条 【現行どおり】</p> <p>【削 除】</p> <p>【削 除】</p> <p>【削 除】</p> <p>【削 除】</p> <p>【削 除】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	【削 除】
<p><u>(監査役会の招集手続)</u> <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	【削 除】
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	【削 除】
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	【削 除】
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	【削 除】
<p><u>(監査役の責任限定契約)</u> <u>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	【削 除】

現 行 定 款	変 更 案
【新 設】	第5章 監査等委員会
	(監査等委員会の権限)
【新 設】	第30条 監査等委員会は、法令に定めのある事項
	を決定するほか、その職務遂行のために必要
	な権限を行使する。
	(監査等委員会の招集手続)
【新 設】	第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委
	員に対し会日の3日前までに発する。た
	だし、緊急の必要があるときは、この期間
	を短縮することができる。
	2. 監査等委員全員の同意があるときは、招
	集の手続きを経ないで監査等委員会を開
	催することができる。
	(監査等委員会の決議方法)
【新 設】	第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定
	めがある場合を除き、議決に加わることが
	できる監査等委員の過半数が出席し、出席
	した監査等委員の過半数をもって行う。
	(常勤の監査等委員)
【新 設】	第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤
	の監査等委員を選定することができる。
	(監査等委員会規程)
【新 設】	第34条 監査等委員会に関する事項について
	は、法令または定款のほか、監査等委員会
	において定める監査等委員会規程によ
	る。
(会計監査人の設置)	
第39条 当社は、会計監査人を置く。	【削 除】
(選任方法)	(選任方法)
第40条 【条文省略】	第35条 【現行どおり】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の任期) 第41条 【条文省略】</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第43条～第45条 【条文省略】</p>	<p>(会計監査人の任期) 第36条 【現行どおり】</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第38条～第40条 【現行どおり】</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当のおよび 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	まえだかずお 前田和夫 (昭和37年4月15日)	平成12年1月 当社入社 平成12年4月 当社社長室室長 平成12年6月 当社取締役社長室室長 平成13年4月 当社常務取締役 平成14年6月 当社代表取締役社長 平成23年4月 当社代表取締役社長兼研究開発本部長 平成24年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成27年7月 当社最高経営責任者（現任） [重要な兼職の状況] MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.代表取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.代表取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役	720,400株
	<p>〔候補者とした理由〕</p> <p>前田和夫氏は、平成14年6月に当社の代表取締役社長に就任して以来、取締役会の議長として、その活性化およびコーポレート・ガバナンスの強化等に注力するとともに、経営者としての豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップで、企業価値の向上を推進してまいりました。これらのことから、同氏を適切と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	ながいまこと 長井 眞 (昭和36年3月7日)	平成13年4月 当社入社 平成15年5月 MEC EUROPE NV.取締役社長 平成18年6月 当社執行役員 平成19年4月 当社執行役員国際事業センター長 平成22年1月 当社執行役員兼MEC TAIWAN COMPANY LTD.総経理 平成22年6月 当社常務執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員事業本部長 平成25年6月 当社取締役兼常務執行役員事業本部長 平成27年6月 当社取締役兼専務執行役員事業本部長 (現任) [重要な兼職の状況] MEC TAIWAN COMPANY LTD.代表取締役 MEC (HONG KONG) LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.取締役 MEC EUROPE NV.取締役	59,400株
【候補者とした理由】 長井 眞氏は、当社取締役としての経験と高度な見識を活かし、取締役会の議論の活発化に貢献するとともに、海外展開を含むグローバルな事業経営に中心的な役割を担ってまいりました。これらことから、同氏を適切と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	なかがわとしこ 中川登志子 (昭和36年8月3日)	昭和59年4月 当社入社 平成16年4月 当社研究開発センター長 平成16年6月 当社執行役員研究開発センター長 平成22年6月 当社常務執行役員研究開発センター長 平成23年4月 当社常務執行役員事業本部長 平成23年7月 当社常務執行役員事業本部長兼業務サポート室長 平成24年4月 当社常務執行役員事業本部長兼事業企画室長 平成25年4月 当社常務執行役員研究開発本部長兼企画室長 平成26年6月 当社取締役兼常務執行役員研究開発本部長兼企画室長 平成27年7月 当社取締役兼常務執行役員企画室長兼イノベーション室長(現任) [重要な兼職の状況] MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.取締役 MEC EUROPE NV.取締役	59,300株
[候補者とした理由] 中川登志子氏は、当社取締役として、研究開発に関する深い知見を活かし、中期経営計画や新規分野における研究開発の方針策定に大きな貢献をするとともに、基礎的研究開発や生産分野の事業経営を推進してまいりました。これらのことから、同氏を適切と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	にしやまゆたか 西山 豊 (昭和35年3月13日)	平成8年4月 関西大学工学部助教授 平成12年3月 同大学在外研究員 (MIT) 平成19年4月 同大学化学生命工学部教授 (現任) 平成26年6月 当社取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 関西大学生命工学部教授	600株
	<p>〔候補者とした理由〕</p> <p>西山 豊氏は、当社独立社外取締役として、化学生命工学部教授として培われた専門的な知識・経験等を活かし、研究開発分野、新事業分野において独立した立場で取締役の職務執行の監督や提言を行ってまいりました。これまでの経験や知見および実績を考慮して、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、大学教授という立場で大学運営に携わっているため、引き続き同氏を独立社外取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 西山 豊氏は、独立社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の候補者であります。
3. 西山 豊氏は現在、当社の独立社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は西山 豊氏との間において、以下の内容の責任限定契約を締結しております。西山 豊氏の再任が承認された場合、当社は西山 豊氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。会社法第423条第1項の行為により当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	さたけ たかゆき 佐竹隆幸 (昭和35年11月22日)	平成11年4月 神戸商科大学(現 兵庫県立大学)商経学部経営学科助教授 平成16年4月 同大学経営学部事業創造学科教授 平成22年4月 同大学大学院経営研究科教授 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成28年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授(現任) 兵庫県立大学名誉教授(現任) [重要な兼職の状況] 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授	1,500株
<p>〔候補者とした理由〕</p> <p>佐竹隆幸氏は、当社独立社外取締役として、経営系専門職大学院教授として培われた専門的な知識・経験等を活かし、取締役会の適正な意思決定の確保に多大な貢献を果たしてまいりました。これまでの経験や知見および実績から、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、同氏を監査等委員である独立社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	まえだ かつひろ 前田 勝 廣 (昭和24年1月16日)	昭和47年 4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行 平成 3年 4月 同行築地支店 支店長 平成13年11月 株式会社日本総合研究所 取締役研究事業本部長 平成17年 6月 株式会社日本総研オフィスエンジニアリング（現 株式会社J〇E） 副社長 平成18年 6月 同社社長 平成23年 6月 同社退社 平成24年 6月 当社常勤監査役（現任）	5,000株
<p>〔候補者とした理由〕 前田勝廣氏は、当社独立社外監査役として、経営者として培われた豊富な経験と専門的な知識を活かし、コーポレート・ガバナンスやリスクマネジメントの観点から取締役の職務執行の監督を行ってまいりました。これまでの経験や知見および実績を考慮して同氏を監査等委員である独立社外取締役候補者といたしました。</p>			
3	たなか あきこ 田中 明 子 (昭和34年11月29日)	昭和58年 4月 大阪国税局入局 平成11年 4月 税理士登録 平成13年 4月 税理士法人京都経営ネットワーク 社員 就任 平成22年 9月 ココロデザイン株式会社 代表取締役就任（現任） 平成22年10月 田中明子税理士事務所 所長（平成27年10月法人成りにより退任） 平成24年 6月 当社監査役（現任） 平成27年10月 しんわ税理士法人 代表社員（現任） [重要な兼職の状況] しんわ税理士法人 代表社員 ココロデザイン株式会社 代表取締役	700株
<p>〔候補者とした理由〕 田中明子氏は、当社独立社外監査役として、税理士として培われた知見、会社経営指導の経験等を活かし、会計や税務の観点から適切に取締役の職務執行の監査を行ってまいりました。これまでの経験や知見および実績を考慮して同氏を監査等委員である独立社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 佐竹隆幸氏、前田勝廣氏および田中明子氏は、独立社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員候補者であります。
3. 佐竹隆幸氏は現在当社の独立社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。前田勝廣氏および田中明子氏は現在当社の独立社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ4年となります。
4. 当社は佐竹隆幸氏、前田勝廣氏および田中明子氏との間において、以下の内容の責任限定契約を締結しております。3氏の選任が承認された場合、当社は3氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 会社法第423条第1項の行為により当社に損害賠償責任を負う場合は1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 重 要 歴 な 兼 お 職 の 状 び 況	所有する当社の株式数
お く だ た か お 奥 田 孝 雄 (昭和42年9月25日)	平成8年4月 大阪弁護士会登録 北浜法律事務所 入所 平成14年10月 奥田・木下法律事務所設立、共同代表弁護士 平成17年10月 南森町法律事務所へ改称、共同代表弁護士(現任) 平成27年5月 当社監査役 就任 平成27年6月 当社監査役 退任	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 奥田孝雄氏は、補欠の独立社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。
3. 奥田孝雄氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く不測の事態において、企業法務に精通している同氏を社外取締役とすることが適当であると判断したためであります。
4. 奥田孝雄氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、企業法務に精通しており、企業経営を統治する十分な見識を有しているためであります。
5. 奥田孝雄氏が、社外取締役に就任する場合に締結する予定の責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

会社法第423条第1項の行為により当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月23日開催の第37回定時株主総会において、年額180百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額および諸般の事情も考慮して、年額170百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力を発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）の報酬は、固定金銭報酬と連結経常利益連動型金銭報酬としておりますが、本議案は、新たに取締役に対する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。

本制度は、株主の皆様と一層の価値の共有を図るため、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献を目的としており、本議案の内容は相当と判断しております。

具体的には、本総会第1号議案「定款一部変更の件」および第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役の報酬（固定金銭報酬および連結経常利益連動型金銭報酬）の限度額（年額170百万円以内）とは別枠で、業績連動型株式報酬のご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は3名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本信託を通じて当社株式（当社普通株式とします。以下も同様です。）の取得を行い、取締役に対し、当社取締役会が定める株式交付規程に従って、その役位および予め定められた業績連動計数に応じて付与される株式交付ポイントに基づき、信託を通じて当社株式（ただし、株式交付規程に従い、一部または全部が当社株式の時価相当額の金銭となる場合があります。以下、「当社株式等」といいます。）を交付する中長期業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。その他、本制度の骨子につきましては、下記【ご参考】をご参照下さい。なお、本議案が原案どおり承認可決されますと、執行役員に対しても【ご参考】にあります業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。

(2) 当社が拠出する金銭の上限

前記2. (1)に記載の通り、当初は2事業年度を対象として、本信託の当初の信託期間は、2年間とします。当社は、本制度により当社株式等を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金110百万円を上限とする金銭を在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を自己株式処分による方法または株式市場から取得する方法により取得します。

(注) 実際に信託する信託金は、株式取得資金に、信託報酬および信託費用等の必要経費の見込額を加算した額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続します。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した分の信託期間（事業年度単位とします）の事業年度数に金55百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式または金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、追加拠出される信託金の合計額は、追加拠出できる信託金の上限額から残存株式等の金額（当社株式については、取締役に付与された株式交付ポイント数に相当する当社株式で交付が未了であるものを除いた株式数に延長する前の信託期間の末日における帳簿価格で評価します。）を控除した金額の範囲内とします。

この場合には、延長された信託期間内に後記(3)①の株式交付ポイント付与および後記(3)②の当社株式の交付を継続します。

また、上記のとおり本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既に株式交付ポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し、当社株式等の交付が完了するまで、信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付が行われる当社株式数の算定方法と上限

① 取締役に對する株式交付ポイントの付与方法およびその上限

当社は、当社取締役会が定める株式交付規程に基づき、各取締役について、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に、役員別に定められた交付基準額に、当社の中長期経営計画に基づき定める業績連動計数を乗じて得た額を、さらに本信託の有する当社株式の一株当たりの帳簿価格で除した額をもって当該取締役に株式ポイントを付与いたします。

[算定式]

役員別交付基準額 × 業績連動計数※ ÷ 本信託の有する当社株式の一株当たりの帳簿価格

※ 業績連動計数の考え方と当初2事業年度の予定については、下記【ご参考】の注2をご参照下さい。

ただし、1事業年度あたりに付与し得る株式交付ポイントの総数の上限は、55,000ポイントとします。

② 当社株式等の交付

取締役は、上記①で付与を受けた株式交付ポイントの数に応じて、以下の手続きに従い、当社株式等の交付を受けます。本信託を通じて各取締役に交付される当社株式数の合計額は、付与された株式交付ポイント1ポイント当たり1株（ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）とします。ただし、このうち一定割合に相当する数の当社株式については、本信託内で換価したうえで、その時価相当額の金銭の交付が行われます。各取締役に対する当社株式等の交付は、その退任時に所定の受益者確定手続きを行うことにより、本信託から行われます。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

【ご参考】

（平成28年5月10日付「当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」抜粋）

当社は、平成28年5月10日開催の取締役会において、社外役員過半数の指名報酬諮問委員会の提言に基づき、当社取締役（社外取締役を除きます。）に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。つきましては、本制度の導入に関する議案を、平成28年6月21日開催予定の第47回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

当社は、取締役（社外取締役を除き、以下同様とします。）の報酬については固定金銭報酬と連結経常利益連動型金銭報酬としておりますが、株主の皆様と一層の価値の共有を図るため、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献を目的として、本制度を導入し、現行報酬とは別枠にて株式報酬を支給していくことといたしました。本制度の導入は、本株主総会において株式報酬の承認決議をいただくことを条件といたします。なお、本株主総会で、本制度導入に関する議案が原案どおり可決された場合、当社は、執行役員（取締役兼務者を除き、以下同様とします。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下、「執行役員向け制度」といい、執行役員向け制度における信託を「執行役員向け信託」といいます。）も導入する予定です。

2. 本制度の概要

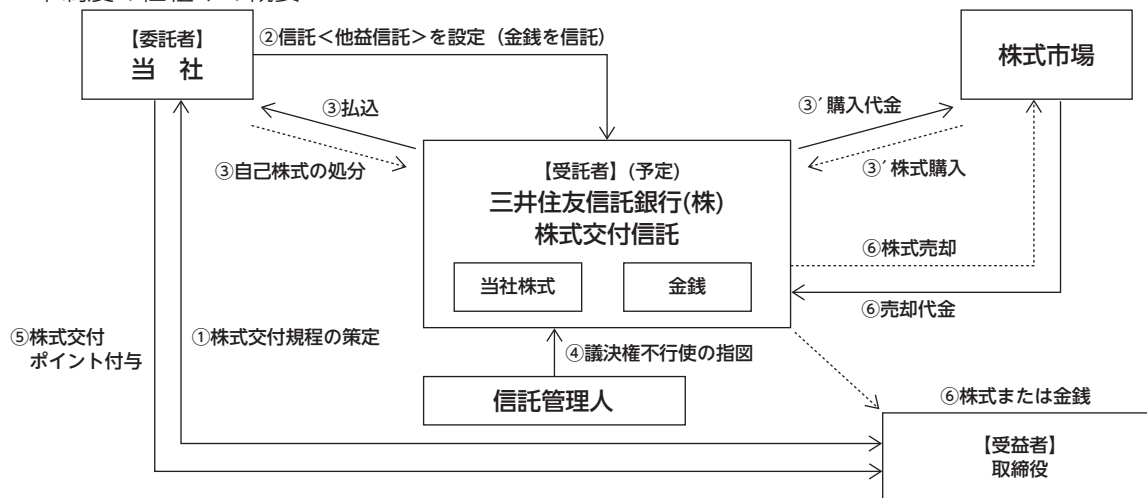
(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本信託を通じて当社株式（当社普通株式とし、以下同様とします。）の取得を行い、当社取締役（社外取締役を除き、以下同様とします。）に対し、当社取締役会が定める株式交付規程に従って、その役位および予め定められた業績連動計数に応じて付与される株式交付ポイントに基づき、信託を通じて当社株式（ただし、株式交付規程に従い、一部または全部が当社株式の時価相当額の金銭となる場合があります。以下、「当社株式等」といいます。）を交付する中長期業績連動型株式報酬制度であります。

当社取締役会は、株式交付規程に従い、本制度の対象となる中期経営計画期間の連続する事業年度（連続する3事業年度）を、株式交付ポイント算定のための評価の対象期間（以下、「対象期間」といいます。ただし、初回の株式交付ポイント算定については、中期経営計画の対象事業年度が既に1事業年度経過しておりますので、平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月31日に終了する事業年度までの2事業年度とします。）としたうえで、中長期業績連動計数を勘案し、各取締役ごとに株式交付ポイントを算出します。各取締役は、かかる株式交付ポイントの累積値に応じた当社株式等を、原則として、その退任時に交付されることとなります。

本制度の仕組みの概要は、以下の通りです。

<本制度の仕組みの概要>



(脚注) …線は株式の移動

- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定いたします。
- ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金および諸経費に相当する金額の金銭を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式処分による方法、または株式市場から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者として）を定めます。
本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ あらかじめ定めた株式交付規程に基づき、当社は取締役に對し株式交付ポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程の定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として受託者からその退任時に累積ポイント相当の株式の交付を受けます。
なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を株式市場にて売却し、金銭を交付します。

(2) 信託の設定

当社は、株式交付規程に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

(3) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

本信託の当初の信託期間は2年間とし、平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月31日に終了する事業年度までの2事業年度を対象とします。当社は、本制度により当社株式等を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金110百万円を上限とする金銭を在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。なお、かかる拠出金額の上限は、当社株式の取得資金として執行役員向け信託に拠出する信託金の金額と合計して180百万円（注1）といたします。

（注1）実際に信託する信託金は、株式取得資金に、信託報酬および信託費用等の必要経費の見込額を加算した額となります。

(4) 本制度の対象期間および信託期間

前記2（1）記載のとおり、本制度の対象期間は、当初は2事業年度（平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月31日に終了する事業年度）とし、以下のとおり信託期間の延長が行われた場合には、以降は中期経営計画の連続する事業年度とする予定です。

なお、当社は、原則として、当初の信託期間の満了時において、信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下同様とします。）、本制度を継続します。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した分の信託期間（事業年度単位とします。）の事業年度数に金55百万円（執行役員向け信託に拠出する信託金の金額と合計して90百万円）を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、引き続き延長された信託期間について、取締役に対する株式交付ポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式または金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、追加拠出される信託金の合計額は、各制度ごとに、追加拠出できる信託金の上限額から残存株式等の金額（当社株式については、取締役に付与された株式交付ポイント数に相当する当社株式で交付が未了であるものを除いた株式数に延長する前の信託期間の末日における帳簿価格で評価します。）を控除した金額の範囲内とします。また、上記のとおり株式交付ポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、株式交付ポイントを付与されている取締役が未だ退任していない場合には、当該取締役が退任し、当社株式等の交付が完了するまで、信託期間を延長することがあります。

(5) 取締役に交付が行われる当社株式等の内容

当社は、当社取締役会が定める株式交付規程に基づき、各取締役について、役位別に定められた交付基準額に、当社の中期経営計画に基づき定める業績連動計数（注2）を乗じて得た額を、さらに本信託の有する当社株式の一株当たりの帳簿価額で除した額をもって、当該取締役に対して交付する株式ポイントといたします。当社が取締役に付与する株式交付ポイントの総数は、執行役員向け制度において付与される株式交付ポイントの総数と合計して1事業年度当たり90,000ポイント（うち本制度として55,000ポイント）を上限とします。

（注2）中期経営計画で定める主な業績指標ごとに評価ウエイトを設け、その達成度に応じて0-150%の範囲で連動する計数の総和となります。当初対象期間の2事業年度は、資本効率の向上とグローバルニッチトップの事業展開推進の観点から、連結ROE、連結営業利益率、連結売上高の業績指標について、それぞれ50、25、25の評価ウエイトとする予定です。

業績指標、評価ウエイト、取締役に交付した株式交付ポイントを事業報告に記載してまいります。

(6) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の対象期間（2事業年度分）の当社株式の取得は、前記2（3）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による方法または株式市場から取得する方法によります。

なお、信託期間中に、取締役の増員等の理由により、本信託内の株式数が取締役に付与される株式交付ポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記2（3）の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を拠出し、当社株式を追加取得することがあります。

(7) 当社株式等の交付

本信託を通じて各取締役に交付される当社株式の数の合計額は、各人に付与された株式交付ポイント1ポイント当たり1株（ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）として決定され、退任時に、本信託から付与された累計株式交付ポイントに応じた数の当社株式の交付が行われます。ただし、一定割合に相当する数の当社株式については、本信託内で換価したうえで、その時価相当額の金銭の交付が行われま

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係わる議決権は、当社から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係わる配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係わる受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、当社および当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付されることを予定しております。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度(平成27年4月1日～平成28年3月31日)における世界経済は、米国で緩やかに拡大が進んだものの、後半は原油安・ドル高等の影響でその速度は鈍化いたしました。また、中国を中心とするアジア新興国では景気は減速の傾向が見られ、欧州では緩やかな回復基調で推移しております。

わが国経済は、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、企業と家計の所得から設備投資や個人消費などの支出への波及には遅れが見られるなどの内需の弱さが見られる状況が続いております。

エレクトロニクス業界は、パソコンやタブレットPCの需要が低迷する中、年度後半にスマートフォンは在庫調整が始まりました。一方、IoT (Internet of Things) 関連市場は近年急速に成長しており、デバイス類やビッグデータのデータ集約・分析用のサーバーの需要は堅調に推移いたしました。

このような環境のもと、当社グループは銅と樹脂との密着強度を飛躍的に向上させる超粗化剤「CZシリーズ」やエッチング法で高密度配線パターンを実現する「EXEシリーズ」、フレキシブル基板向けの銅表面処理剤「CA、CBシリーズ」の売上が順調に推移いたしました。「フラットボンド」は、高速伝送対応電子基板製造用に採用されました。しかしながら、タブレットPCの販売低迷に伴いタッチパネル向け薬品の売上は低調でありました。

金属と樹脂とを直接接合する技術である「アマルファ」は、一部の携帯端末用筐体の製造工程で新規採用されました。引き続き産業用ロボットや自動車等への採用をめざし開発や営業活動を行っております。

その結果、当連結会計年度の売上高は90億78百万円(前年同期比0.2%増)、営業利益21億85百万円(前年同期比8.8%増)、経常利益22億7百万円(前年同期比3.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は15億14百万円(前年同期比12.7%増)となりました。

尼崎事業所建設に関しては、計画どおりに進めております。

また、当社は、女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取り組みおよび実績ならびにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業として、内閣府が行う平成27年度「女性が輝く先進企業」において「内閣府特命大臣賞」を受賞いたしました。

品目別売上高の状況は次のとおりであります。

区 分	第46期（前連結会計年度）		第47期（当連結会計年度）		
	売 上 高 (百万円)	構成比 (%)	売 上 高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
電子基板用向け薬品 電子部品用向け薬品	8,486	93.7	8,718	96.0	102.7
電 子 基 板 用 機 械	112	1.2	178	2.0	159.1
電 子 基 板 用 資 材	432	4.8	154	1.7	35.8
そ の 他	26	0.3	26	0.3	99.8
合 計	9,057	100.0	9,078	100.0	100.2

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は22億8百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

長岡工場	製造設備の増設
研究所	研究設備の増設

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

尼崎事業所	新事業所建設
本社	基幹システム構築

③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失 該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 44 期 (平成25年3月期)	第 45 期 (平成26年3月期)	第 46 期 (平成27年3月期)	第47期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高(百万円)	6,703	8,003	9,057	9,078
営 業 利 益(百万円)	917	1,421	2,008	2,185
経 常 利 益(百万円)	956	1,551	2,129	2,207
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	626	925	1,344	1,514
1株当たり当期純利益 (円)	31.24	46.09	66.98	76.26
総 資 産(百万円)	10,883	12,869	14,646	15,715
純 資 産(百万円)	8,669	10,265	12,039	12,250
1株当たり純資産 (円)	431.94	511.44	599.85	632.41
R O E (%)	7.6	9.8	12.1	12.5
従 業 員 数 (名)	274	275	284	301

- (注) 1. 1株当たりの指標については、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. ROE算定の分母となる純資産は自己株式を控除して算出しております。
3. 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、添付書類の「1. 企業集団の現況に関する事項」〔(1)事業の経過および成果〕の欄に記載したとおりであり、景気動向は依然として不透明な状況が続いております。

このような事業環境ではありますが、当社グループは最先端の技術開発力を駆使し、基板処理工程の効率化による顧客の原価低減と環境負荷抑制への貢献とともに、世界市場に対応したグループ・ネットワークの活用により、競争力の一層の強化を進め、新製品を中心に新規受注を図りつつ、収益力強化に努めてまいります。

また、更なる成長路線を実現するべく、以下の課題に全力で取り組み、株主価値の最大化に努めていく所存であります。連結ROEは、10%をベースに持続的改善を図るよう努めてまいります。

① 既存のコア技術による新分野での製品の開発および事業の立ち上げ

当社グループは電子基板・部品資材事業に特化しているため、当社グループの業績は電子基板・部品の生産動向に大きく影響されるリスクを抱えております。リスク低減としてこれまで蓄積した技術を駆使し新しい分野で活躍できる技術確立に注力してまいります。具体的にはニッケルやアルミ、ステンレス等の金属表面を粗化することでプラスチックとの密着を向上させ、接着剤を用いずに軽量化にも貢献できるアマルファを育ててまいります。

② 海外市場の攻略

当社グループは日本国内の電子基板・部品市場においては、強力な販売網を構築しております。アジア市場におきましては、日系のみならず、日系以外の顧客獲得にも注力し、一定の成果をあげてきました。

一方で当社薬品プロセスの優位性を発揮しきれない一般的薬品につきましては、フレキシブル基板向け等の今後さらに高密度化が進み将来的に市場性が高いものにつき、戦略的に取捨選択を行うことにより、リスクをコントロールしつつ受注を確保できるよう対応しています。このような課題に戦略的に臨機応変に対応すべく、当社グループの顧客対応力強化に引き続き注力してまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、株主価値の最大化を図るためには、コーポレート・ガバナンスの強化を目的とした継続的な取り組みにより企業価値の拡大を実現することが不可欠であると考えています。具体的には、公正で透明な経営・迅速で的確な情報開示・説明責任の徹底等の取り組みを進める方針であり、コーポレートガバナンス・コードの考えに添った対応を進めました。今後、さらに改善に努めてまいります。

また、経営のダイバーシティを積極的に進めていく方針に沿って、社外役員の招聘にあたり、独立性がない場合の厳格な判断基準を制定する等のルール化を進めております。

さらに、当社は多様性による多くの価値獲得を目指し従前より有能な人材を登用する方針です。今後とも役員や管理職への人材登用ならびに育児休業後全員の職場復帰を実現する等の諸制度の充実に努めてまいります。最近の成果としましては、女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取り組みおよび実績ならびにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業として、内閣府が行う平成27年度「女性が輝く先進企業」において「内閣府特命大臣賞」を受賞いたしました。

④ 人材の確保および育成

当社グループは研究開発体制と販売力の強化のため、優秀な人材の採用に積極的に取り組んでおりますが、それだけでは当社グループの全体の強化には万全ではありません。今後も各分野において専門的知識を保有する人材の採用および従業員の教育により、必要な人材の確保に努めてまいります。

⑤ 事業の効率化

当社グループは今後も事業のウェイトのかなりの部分を海外に依存していくことが予想され、それに伴う事業全般の効率や適正性を確保するために、専門家の知識も導入しながら様々なリスクを排除することに努めてまいります。

当社グループは、これらの課題を克服することにより、オンリーワンまたはナンバーワンの領域を複数保有する地位の獲得を目標とし、継続的に高い成長を実現し続けるべく全力を尽くしてまいります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（平成28年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
MEC TAIWAN COMPANY LTD.	25,000千NT\$	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC (HONG KONG) LTD.	4,500千HK\$	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.	8,000千HK\$	100 % (100) (※1)	電子基板・部品資材事業
MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.	4,000千US\$	100 %	電子基板・部品資材事業
MEC EUROPE NV.	1,000千EUR	100 % (※2)	電子基板・部品資材事業

(※1) MEC (HONG KONG) LTD.所有分であります。

(※2) MEC TAIWAN COMPANY LTD.が0.05%出資しております。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、電子基板・部品資材事業を主業務としており、各製商品分類、主要製商品は以下のとおりであります。

製商品分類		主要製商品
製品	電子基板用向け薬品 電子部品用向け薬品	密着向上剤 エッチング剤 その他表面処理剤
	電子基板用機械	薬品処理機械 各種前後処理機械
商品	電子基板用資材	銅箔 ドライフィルム
その他		機械修理

(8) 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

名 称	所 在 地
メック株式会社：本社	兵庫県尼崎市
メック株式会社：研究所	兵庫県尼崎市
メック株式会社：西宮工場	兵庫県西宮市
メック株式会社：長岡工場	新潟県長岡市
メック株式会社：東京営業所	東京都立川市
MEC TAIWAN COMPANY LTD.：本社・工場	台湾 桃園市
MEC (HONG KONG) LTD.：本社	香港 九龍地区
MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.：本社・工場	中国 珠海市
MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.：本社・工場	中国 蘇州市
MEC EUROPE NV.：本社・工場	ベルギー ゲント

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
301名	17名増

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
168名(男性 122名) (女性 46名)	12名増	40.7歳	12.9年

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
(2) 発行済株式の総数 20,071,093株 (自己株式700,089株含む)
(3) 株主数 5,440名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	1,272,200株	6.56%
株式会社マエダホールディングス	1,199,000	6.18
前 田 耕 作	1,005,304	5.18
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	857,600	4.42
前 田 和 夫	720,400	3.71
野村信託銀行株式会社 (投信口)	640,800	3.30
メ ッ ク 取 引 先 持 株 会	492,000	2.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	445,200	2.29
メ ッ ク 従 業 員 持 株 会	340,688	1.75
腰 高 修	315,096	1.62

- (注) 1. 当社は、自己株式を700,089株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (平成28年3月31日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	前 田 和 夫	最高経営責任者 MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.代表取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.代表取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役
取 締 役	長 井 眞	専務執行役員 事業本部長 MEC TAIWAN COMPANY LTD.代表取締役 MEC (HONG KONG) LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.取締役 MEC EUROPE NV.取締役
取 締 役	中 川 登 志 子	常務執行役員 企画室長兼イノベーション室長 MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.取締役 MEC EUROPE NV.取締役
取 締 役	佐 竹 隆 幸	兵庫県立大学大学院経営研究科教授
取 締 役	西 山 豊	関西大学化学生命工学部教授
常 勤 監 査 役	前 田 勝 廣	
常 勤 監 査 役	松 下 太 郎	
監 査 役	田 中 明 子	しんわ税理士法人 代表社員 ココロデザイン株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役佐竹隆幸氏および西山 豊氏は、独立社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役前田勝廣氏および田中明子氏は、独立社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役松下太郎氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役田中明子氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 平成27年6月19日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって、取締役溝口芳朗氏および西川裕史氏は任期満了により退任いたしました。
6. 監査役松山英明氏は、平成27年5月8日に辞任いたしました。辞任当時の松山英明氏の重要な兼職先は、松山事務所代表および株式会社ナディア代表取締役であります。
なお、平成27年6月19日開催の当社第46回定時株主総会において、松山英明氏は、辞任の理由について「取締役の職務の執行に不正の行為があったため、関与した取締役の再任および昇格人事に反対したが、受け入れられなかったためである」旨を述べましたが、現任監査役を代表し監査役前田勝廣氏は辞任の理由として述べた「不正の行為」については不正の行為または法令に違反する重大な事実には当たらないと判断した旨およびその理由を述べました。
また、松山英明氏の辞任により、補欠監査役である奥田孝雄氏が同年5月15日に監査役に就任いたしました。奥田孝雄氏は平成27年6月19日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
7. 当社と佐竹隆幸氏、西山 豊氏、前田勝廣氏、松下太郎氏および田中明子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5氏ともに1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 （うち独立社外取締役）	7名 (2)	110百万円 (8)
監 （うち独立社外監査役）	5 (4)	30 (21)
合 計	12	141

- (注) 1. 上記には、平成27年6月19日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および独立社外監査役1名、平成27年5月8日に辞任した独立社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の第37回定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、会社法第361条第1項第3号に規定する「金銭以外の報酬」を含まない。）と決議されております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成13年6月26日開催の第32回定時株主総会において月額5百万円以内と決議されております。
4. 独立社外取締役および監査役の報酬は、月額定額報酬としております。
5. 取締役（独立社外取締役を除く。）の報酬は、月額定額報酬と業績連動報酬としております。業績連動報酬は、連結経常利益に連動して業績連動報酬総額を算出し、役位に応じてウエイト配分しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 独立性がない場合の判断基準の制定

独立性がない場合の厳格な判断基準を以下のとおり制定しております。これに照らして社外役員は、全員独立性を有しております。

- a 議決権を5%以上保有している当社の大株主であるか大株主である組織において、勤務経験がある。
- b 当社のメインバンクもしくは主要な借入先において、勤務経験がある。
- c 当社の主要な取引先もしくは当社を主要な取引先とする組織において、勤務経験がある。
- d 当社の監査法人や弁護士事務所、主幹事証券において、勤務経験がある。
- e 当社から役員報酬以外にコンサルティング報酬や弁護士報酬、税理士報酬などの報酬を得ている実績がある。
- f aからeの該当期間は、現時点から遡り5年以内とする。
- g 次のイからロまでのいずれかに掲げる者の近親者である。
- イ aからfまでに掲げる者。
- ロ 当社または子会社、関連会社の業務執行者や非業務執行者、従業員。

② 重要な兼職先と当社との関係

すべての役員の役員兼任ルールとして、原則3社以内としております。兼職のある役員は下記のとおりです。

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 と の 関 係
独立社外取締役	佐 竹 隆 幸	兵庫県立大学大学院経営研究科教授	特別の関係なし
独立社外取締役	西 山 豊	関西大学化学生命工学部教授	特別の関係なし
独立社外監査役	田 中 明 子	しんわ税理士法人 代表社員 ココロデザイン株式会社 代表取締役	特別の関係なし

③ 当事業年度における主な活動状況

社外取締役の取締役会出席率ならびに社外監査役の取締役会および監査役会出席率は85%以上のルールとしております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
独立社外取締役	佐 竹 隆 幸	当事業年度に開催された18回の取締役会のすべてに出席し、経営系専門職大学院教授として培われた専門的な知識、経験等を経営に活かしてきました。特に顧客価値創造経営を実現し、「社会の公器」として地域に貢献しうる企業としての責任を果たすための社内プラットフォームをより強固に確立すべく、ESの向上、CSの向上、CSRのさらなる実践に向けての社内システム確立、特にESGの推進において多大なる貢献を果たし、客観的な意見を積極的に発言しております。
独立社外取締役	西 山 豊	当事業年度に開催された18回の取締役会のすべてに出席し、化学生命工学部の教授として培われた専門的な知識・経験等を主に研究開発部門において有益な提言を行い、多大なる貢献を果たしております。またESGの推進においても環境側面から客観的な意見を積極的に発言しております。
独立社外監査役	前 田 勝 廣	当事業年度に開催された18回の取締役会および17回の監査役会すべてに出席し、経営者として培われた豊富な経験と学習に基づく専門的見地より会社法改正、コーポレートガバナンス・コード対応、リスクマネジメント・内部統制システムの改革など多岐にわたり監査意見および提言を行っております。
独立社外監査役	田 中 明 子	当事業年度に開催された18回の取締役会および17回の監査役会すべてに出席し、税理士としての知見、会社経営指導の経験等を活かし、事業戦略会議において、年2回税制改正等における業務上の留意点について解説するなど、税務リスクへの対応をはじめ、適切な監査意見および提言を行っております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当社が支払うべき報酬等の額	24百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の当社が支払うべき報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、その適切性、妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
3. 当社子会社のうち、MEC EUROPE NV.の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人のネットワーク以外の監査法人の監査を受けております。その他の子会社の監査費用として、当社会計監査人と同一のデロイトトウシュートーマツのネットワークの会計監査人に対して支払うべき金額の総額は18百万円であります。

(3) 非監査業務の内容

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容といたしましては、「基幹システム再構築に関する助言、内部統制評価の効率化に関する助言業務および決算早期化に関する助言業務」があります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の選定基準・評価基準を定め、またその独立性と専門性を每期確認しております。会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、検討委員会の答申を受けて株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

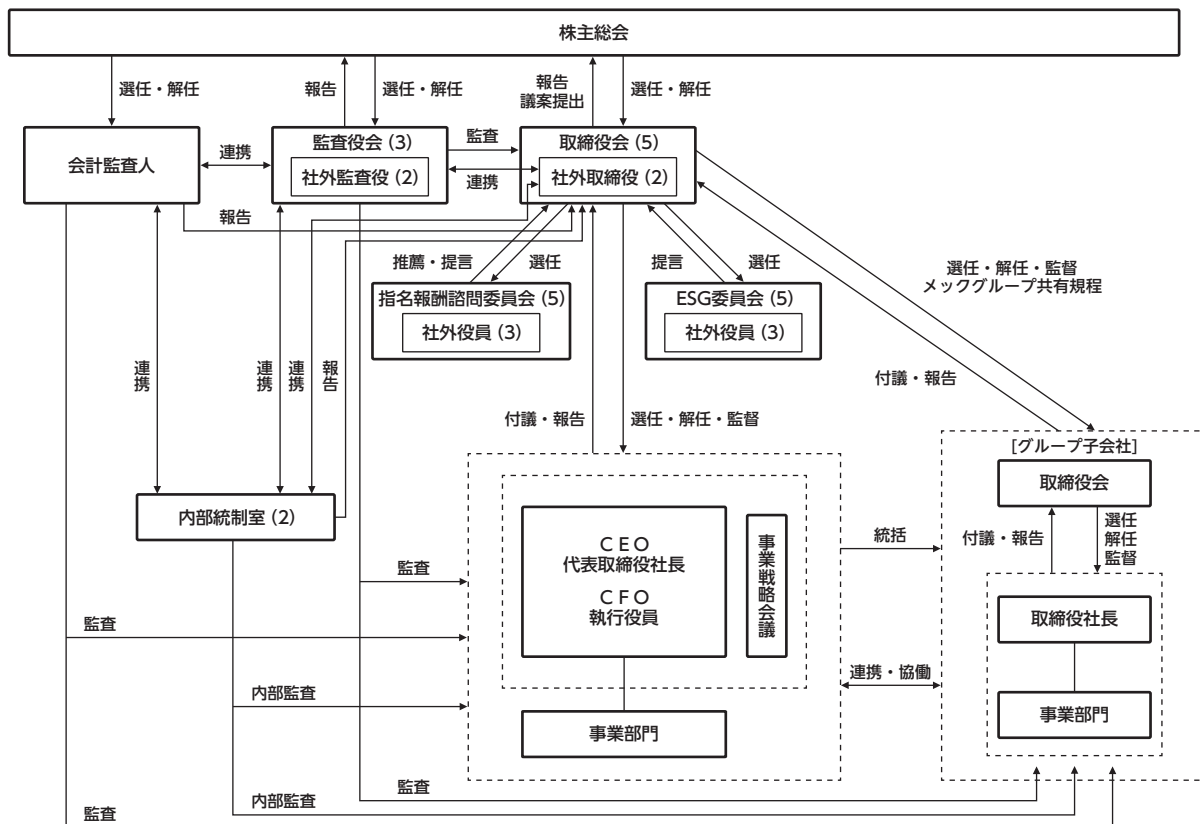
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

[グループコーポレート・ガバナンスの状況]



(1) 当社とその子会社および関連会社(以下、「メックグループ」という。)の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① メックグループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (i) メックグループの内部統制・コンプライアンス体制の基本として、メックグループ企業行動憲章・企業行動規範およびメックグループ内部統制・内部監査・J-SOX 規程、コンプライアンス規程を定める。社長を委員長とする内部統制委員会、コンプライアンス委員会を

設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、必要に応じて、関連規則・ガイドラインの策定、従業員教育を実施する。

- (ii) 適正かつ効率的な業務の遂行と内部統制体制の整備、確立を図り、不正等を未然に防止することを目的に、内部監査部門である内部統制室を取締役会直属の組織として設置する。
内部監査部門は、年間計画に従い、その結果を取締役会等に報告する。
- (iii) 取締役は、メックグループにおいて重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役および他の取締役に報告する。
- (iv) 法令違反、就業規則等社内規程に違反する行為、セクシュアル・ハラスメント等非人道的な行為などの事実のメックグループ内部通報制度として、社外役員の中から1名（現在は社外取締役）と社外の弁護士等、内部統制室長を直接の受領者とする内部通報システムを整備する。また内部通報者等が通報および調査に協力したことで不利益な取り扱いとならないよう徹底する。
- (v) 監査役は、会社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、代表取締役社長に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (vi) 常勤監査役と内部統制室長は社外取締役と原則として3ヶ月に1回の会合を持ち、監査結果等について報告するとともに、意見交換をする。

② メックグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) メックグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、会社の事業戦略に関わる重要事項については、取締役および執行役員等で構成する毎月1回開催の事業戦略会議ならびに管理職で構成する毎年2回開催の全社方針会議において議論し、周知徹底を図る。
- (ii) 取締役の職務の執行に対する監督機能を高める等のため、社外取締役の選任を進める。一方で執行役員制度の充実も進め、監督と執行の分離を図っていく。
- (iii) 取締役会直属の社外役員が過半数の「指名報酬諮問委員会」と「ESG委員会」を設置し、取締役会への多くの提言や多面的な検討をした候補者推薦を行う。
- (iv) 社外取締役および監査役は、社長と原則として3ヶ月に1回の会合を持ち、意見および情報の交換をする。
- (v) 取締役会が決定する業務執行を効率的に行うため、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議規程を置き、業務ごとの責任者・決裁権限・執行手続きの詳細を定める。

- ③ メックグループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会等重要会議の議事録および稟議書等の決裁書類の作成・保存・管理に関する事項を、
取締役会規程、稟議規程、文書管理規程等に定め、これらに則って業務処理を行う。
- ④ メックグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 当社事業活動遂行上の主要なリスクとして、イ. 法令・定款違反リスク、ロ. 品質リスク、
ハ. 環境リスク、ニ. 情報漏洩・情報セキュリティリスク、ホ. 災害リスク、ヘ. サプライ
チェーンリスク等の事項を認識し、その把握と管理を行うための社内体制を整備する。
 - (ii) リスク管理の基本体制として、メックグループリスク管理規程および関連規程を整備し、
法務・リスクマネジメント・CSRグループをリスク管理の統括部署として、個々のリスク
ごとの管理責任体制を確立する。
 - (iii) 事業継続のための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、不測の
事態が生じたときは、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要により外部専門家等の支
援も得て迅速に対応し、損害の未然防止、最小化対策を実施する。
- ⑤ グループ各社における業務の適正を確保するための体制
- (i) グループ各社における業務の適正を確保するため、メックグループとしての経営理念・社
是・企業行動憲章・企業行動規範、関係会社管理規程、内部統制・内部監査・J-SOX規
程、内部通報規程、リスク管理規程等のグループ共有規程を整備し、グループ各社は関連規
程、関連規則・ガイドラインの策定、従業員教育を実施する。
 - (ii) グループ各社の経営管理のために「関係会社管理規程」を定め、これに基づきグループ各
社は決裁・報告をすることとし、重要な事項に関しては当社取締役会決議によって、グルー
プ各社の経営管理を行う。
また、事業本部をはじめ、国内各事業部門がそれぞれの事業分野についてグループ各社の
事業部門を統括し、連携・協働する。
 - (iii) 取締役は、グループ各社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を
発見した場合には、直ちに監査役および他の取締役に報告する。
 - (iv) グループ各社は、当社からの経営管理・経営指導内容に法令違反その他コンプライアンス
上問題があると認めるときは、監査役および内部統制室に報告し、監査役および内部統制室
は、代表取締役社長に意見を述べ、または改善策の策定を求めることができる。
 - (v) メックグループの監査・内部統制の充実を図るため、監査役と内部統制室はともに国内外
の全事業所・部・室を調査する方針としている。グループ会計監査人のみならず海外グルー
プ各社の調査にあたっては、現地会計監査人等とも情報交換を実施する。

- ⑥ メックグループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- (i) 取締役および従業員が監査役に報告すべき事項および時期について、諸規程に基づき、取締役および従業員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。また、上記の報告をした者が該当報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう徹底する。
 - (ii) 前項に拘わらず、監査役は、いつでも必要に応じて、取締役および従業員に対して報告を求めることができる。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査役会は、会計監査人と原則として年間5回および内部統制室と原則として毎月1回の会合を持ち、意見および情報の交換を行い、連携と相互牽制を図る。
 - (ii) 監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用することができる。監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還については、監査役の請求に基づき適切に処理をする。
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき使用人に関する規程を設け、監査役から要請があった場合の補助使用人の任命手続を定める。
- ⑨ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (i) 取締役会は、補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、その任命・解任・人事異動・賃金改定等については、監査役会の同意を得た上で決定することとする。補助使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役、使用人の指揮命令を受けない。
 - (ii) 補助使用人は、業務の執行に係る役職を兼務しない。

(2)メックグループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 法令および定款に適合することの確保に関する運用状況
 - (i) 全取締役と監査役が出席する内部統制委員会、コンプライアンス委員会を半年に1回計2回開催しました。いずれにおいても、開示すべき重要な不備に該当する指摘はありませんでした。
内部統制室は年間監査計画を取締役に報告しております。
 - (ii) 内部通報システムの重要性に鑑み、グループ各社の内部通報制度の整備を進めました。内部通報システムの運用状況はコンプライアンス委員会にて報告しました。
 - (iii) 常勤監査役と内部統制室長は社外取締役と4回の会合を持ち有効な意見交換をしております。
 - (iv) メックグループの経営方針および企業行動規範の周知・徹底を図り、良き企業市民としての行動ができるよう、新たに入社した従業員（契約・派遣も含む）には『労務・倫理ガイドライン』によるコンプライアンス教育の周知・徹底を行っております。
 - (v) メックグループの経営理念、中期経営計画を、共通価値観を持って捉え行動できるようグループ各社の取締役・監査役・執行役員および使用人に周知・教育を実施し、浸透を図っております。
 - (vi) 当事業年度は、下記項目を重点テーマとし、その強化に努めました。
 - イ. サプライヤー管理
全社への下請法の理解を図る教育を実施するとともに、サプライヤーへの協力を依頼しました。
 - ロ. 契約研修
契約の基本（国内外）研修を実施し、当社・他社相互の権利の尊重についての理解を深めました。
 - ハ. 情報セキュリティ強化
新基幹システムへの切り替えに伴いセキュリティ強化を実施しました。
 - (vii) 全社のコンプライアンス状況の把握を目的とし、モニタリング調査を定期的に行い、コンプライアンス委員会に報告しております。
- ② 取締役の職務執行が効率的に行われることの運用状況
 - (i) 当事業年度に取締役会を18回開催し、中期経営計画フォロー、予算、会社法改正・コーポレート・ガバナンスへの対応、新事業場設備投資等について活発な議論と審議を行いました。
 - (ii) 指名報酬諮問委員会は6回、ESG委員会も6回開催し、会社法改正やコーポレート・ガバナンス対応の案件を中心に有効な提言を取締役会に行いました。またCEO・CFO、女性の執行役員候補等を推薦いたしました。

(iii) 社外取締役と監査役は社長と4回の会合を持ちました。

③ 情報の保存および管理に関する運用状況

営業関連の情報の保存・管理について情報管理手順を見直しました。

④ リスク管理に関する運用状況

「メックグループリスク管理規程」を整備し、グループ各社に周知を図りました。「BCMS マニュアル」を作成し、重要業務に関する訓練等も実施しました。当社としては薬品を扱う業種ゆえに安全や化学薬品のリスクアセスにも重点を置いて取り組んでおり、グループ会社を含めたリスクマネジメント体制ともあわせ、年2回開催のリスクマネジメント委員会に報告し、情報の共有と不備の洗い出しを実施・確認しております。

⑤ グループ各社の業務の適正を確保するための運用状況

(i) メックグループ共有規程の企業行動規範、内部統制・内部監査・J-SOX規程、内部通報規程、リスク管理規程の整備をいたしました。

(ii) 監査役と内部統制室は小規模なMEC (HONGKONG) LTD. を除くグループ各社を調査し、現地会計監査人との情報交換を実施しました。

⑥ 監査役の監査に関する運用状況

(i) 監査役は、取締役会のほか事業戦略会議等の重要な機関等の協議の場に出席し、往査結果とあわせ内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

(ii) 監査役は、会計監査人と6回、内部統制室と12回の意見および情報交換会を実施し、経理部門主催の会計監査人、内部統制室との打ち合わせ会に出席しました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の考え方と内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する目的を持って当社株式を大量に取得するための株式買付けが行われる場合は、これに対する諾否は、基本的には個々の株主の判断に基づいて行われるべきものと考えております。従って、経営支配権の移動による企業活動の活性化の意義または効果につきましても、何ら否定する立場にはありません。

しかしながら、もっぱら高値での売り抜け等不当な目的を持った買収者により会社買収が行われるような場合には、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るため、企業価値の毀損の防止を図ることが当社取締役会の責務であると認識しております。このため、株式の大量取得を目的とする買付けまたは買収提案に際しては、買付者の事業計画の内容のほか、過去の投資行動等も考慮のうえ、その買付けまたは買収提案が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を十分検討し、取締役会としての判断結果を株主に開示する必要があるものと考えております。

また、当社は当社株式の大量買付け等による具体的な脅威に備えての取り組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めることは行っておりません。ただし、株主から負託を受けた取締役会の責務において、当社株式の売買取引や株主異動の状況を注視し、株式の大量取得を企図する者が現れた場合には、社外専門家を交えて当該買収者の買収提案および事業計画等の評価を行い、その買収提案または買付行為が当社の企業価値ならびに株主共同の利益に反すると判断したときは、対抗措置の要否ならびにその具体的な内容を決定し、これを実施することがあります。

② 取組みの具体的な内容

(i) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、上記基本方針の実現ならびに株主共同の利益に資するために次のような取組みを行っております。

イ. 中期経営計画の推進による企業価値の向上

- a 世界主要市場における販売力の強化
- b 最先端基板から汎用基板用途までの製品ラインナップの充実・強化
- c 環境負荷低減によるビジネスチャンスの拡大
- d 金属と樹脂の接合技術の磨き上げによる新事業分野の開拓等
- e 連結ROEは、10%をベースに持続的改善を図る。

ロ. 株主への積極的な利益還元、持続的成長のための中長期投資

- a 連結配当性向30%を中期的目標として利益を積極的に株主還元
- b 売上高の約10%以上を研究開発費に先行投資
- c 世界各市場の需要に即応し、世界同一品質を実現する生産設備投資等

(ii) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、株式の大量取得を企図する者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

③ 前号の取組みに関する取締役会の判断およびその理由

前号の各取組みにつきましては、当社の企業価値および株主共同の利益を持続的に向上させるために実施しているものでありますので、当社取締役会として、いずれも次の各要件に該当するものと判断しております。

- (i) 第1号の基本方針に沿うものであること。
- (ii) 株主共同の利益を損なうものではないこと。
- (iii) 当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 剰余金の配当等の決定方針

当社は、剰余金の配分につきましては、長期的な企業価値拡大のための事業活動への再投資と株主を始めとする各ステークホルダーに対する利益還元との均衡を基本に、当該期および今後の業績等を勘案のうえ実施する方針であります。事業活動への再投資としては、競争力の強化・維持のための研究開発投資、生産設備投資、国際戦略投資を中心に据えつつ、継続的な事業活動を支える安定した財務体質確立のための内部留保も図ってまいります。また、配当金につきましては、安定配当の考え方を維持しつつ期間利益の反映を図る所存であります。

② 当期の剰余金処分

繰越利益剰余金2,139,246,660円の処分につきましては、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、平成28年5月20日開催の取締役会決議により、1株当たり期末配当金は10円とし、既の実施済みの中間配当金8円を合わせ年間配当金1株当たり18円とさせていただきます。期末配当金の総額は193,710,040円であります。また、別途積立金に800,000,000円を積立て、残額の1,145,536,620円を次期繰越利益とさせていただきます。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	8,113,455	流 動 負 債	2,764,261
現金及び預金	4,700,530	支払手形及び買掛金	821,729
受取手形及び売掛金	2,570,287	未払金	267,821
商品及び製品	330,732	未払費用	68,367
仕掛品	39,329	未払法人税等	273,936
原材料及び貯蔵品	214,345	賞与引当金	211,463
繰延税金資産	198,798	役員賞与引当金	25,800
その他	70,935	設備関係未払金	938,966
貸倒引当金	△11,504	その他	156,177
固 定 資 産	7,602,182	固 定 負 債	700,924
有形固定資産	6,511,912	繰延税金負債	628,681
建物及び構築物	1,250,055	退職給付に係る負債	47,624
機械装置及び運搬具	336,985	その他	24,618
工具、器具及び備品	233,398	負 債 合 計	3,465,185
土地	2,853,550	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	1,837,922	株 主 資 本	11,442,416
無形固定資産	161,525	資本金	594,142
投資その他の資産	928,743	資本剰余金	446,358
投資有価証券	416,453	利益剰余金	10,993,841
退職給付に係る資産	405,065	自己株式	△591,925
繰延税金資産	12,466	その他の包括利益累計額	808,035
その他	127,097	その他有価証券評価差額金	70,698
貸倒引当金	△32,338	為替換算調整勘定	621,182
資 産 合 計	15,715,637	退職給付に係る調整累計額	116,154
		純 資 産 合 計	12,250,452
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	15,715,637

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		9,078,197
売上原価		3,042,595
売上総利益		6,035,601
販売費及び一般管理費		3,850,078
営業利益		2,185,523
営業外収益		
受取利息及び配当金	48,938	
試作品等売却収入	20,206	
その他	14,960	84,104
営業外費用		
売上割引	4,996	
為替差損	54,042	
その他	2,650	61,689
経常利益		2,207,938
特別利益		
固定資産売却益	6,142	6,142
特別損失		
固定資産売却損	1,347	
固定資産除却損	58,317	59,664
税金等調整前当期純利益		2,154,416
法人税、住民税及び事業税	587,544	
法人税等調整額	52,162	639,707
当期純利益		1,514,709
親会社株主に帰属する当期純利益		1,514,709

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	594,142	446,358	9,800,268	△12	10,840,756
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△321,136		△321,136
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,514,709		1,514,709
自己株式の取得				△591,912	△591,912
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,193,572	△591,912	601,660
当 期 末 残 高	594,142	446,358	10,993,841	△591,925	11,442,416

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	144,206	864,092	190,613	1,198,912	12,039,669
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△321,136
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,514,709
自己株式の取得					△591,912
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△73,508	△242,910	△74,459	△390,877	△390,877
当 期 変 動 額 合 計	△73,508	△242,910	△74,459	△390,877	210,782
当 期 末 残 高	70,698	621,182	116,154	808,035	12,250,452

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,515,689	流動負債	2,273,985
現金及び預金	2,387,033	支払手形	492,311
受取手形	271,783	買掛金	152,636
売掛金	1,193,197	未払金	154,329
商品及び製品	110,318	未払費用	56,843
原材料及び貯蔵品	107,492	未払法人税等	178,894
前払費用	18,379	預り金	12,200
繰延税金資産	107,826	賞与引当金	211,463
未収入金	312,746	役員賞与引当金	25,800
その他	6,911	資産除去債務	4,225
固定資産	6,714,184	設備関係支払手形	48,833
有形固定資産	5,166,804	設備関係未払金	935,910
建物	707,932	その他	536
構築物	38,530	固定負債	133,808
機械及び装置	170,416	退職給付引当金	33,010
車両運搬具	11,921	繰延税金負債	76,806
工具、器具及び備品	130,094	資産除去債務	587
土地	2,274,036	その他	23,405
建設仮勘定	1,833,872	負債合計	2,407,794
無形固定資産	148,034	純資産の部	
借地権	29,380	株主資本	8,751,380
ソフトウェア	116,735	資本金	594,142
その他	1,918	資本剰余金	446,358
投資その他の資産	1,399,345	資本準備金	446,358
投資有価証券	416,453	利益剰余金	8,302,804
関係会社株式	687,935	利益準備金	63,557
出資金	5	その他利益剰余金	8,239,246
長期前払費用	244	別途積立金	6,100,000
前払年金費用	237,744	繰越利益剰余金	2,139,246
その他	56,962	自己株式	△591,925
資産合計	11,229,873	評価・換算差額等	70,698
		その他有価証券評価差額金	70,698
		純資産合計	8,822,078
		負債及び純資産合計	11,229,873

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,309,981
売 上 原 価		2,073,459
売 上 総 利 益		4,236,521
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,784,586
営 業 利 益		1,451,935
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	309,704	
そ の 他	24,411	334,115
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	54,575	
そ の 他	970	55,546
経 常 利 益		1,730,504
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	466	466
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	55,645	55,645
税 引 前 当 期 純 利 益		1,675,326
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	361,000	
法 人 税 等 調 整 額	38,169	399,169
当 期 純 利 益		1,276,156

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金						
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計			
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	594,142	446,358	446,358	63,557	5,300,000	1,984,226	7,347,784	△12	8,388,272	
当 期 変 動 額										
別 途 積 立 金 の 積 立					800,000	△800,000	—		—	
剰 余 金 の 配 当						△321,136	△321,136		△321,136	
当 期 純 利 益						1,276,156	1,276,156		1,276,156	
自 己 株 式 の 取 得								△591,912	△591,912	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	800,000	155,019	955,019	△591,912	363,107	
当 期 末 残 高	594,142	446,358	446,358	63,557	6,100,000	2,139,246	8,302,804	△591,925	8,751,380	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	144,206	144,206	8,532,479
当 期 変 動 額			
別 途 積 立 金 の 積 立			—
剰 余 金 の 配 当			△321,136
当 期 純 利 益			1,276,156
自 己 株 式 の 取 得			△591,912
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△73,508	△73,508	△73,508
当 期 変 動 額 合 計	△73,508	△73,508	289,599
当 期 末 残 高	70,698	70,698	8,822,078

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

メック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 朝 喜 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 本 健 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メック株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

メック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 朝 喜 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 本 健 一 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メック株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、事業戦略会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び全ての事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部統制室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。代表取締役社長とは、社外取締役とともに3カ月に1回計4回、内部統制室とは毎月計12回の会合を持ちました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また事業規模の小さいMEC (HONG KONG) LTD.を除くその他の子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、専門性に裏付けられた適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、またその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

会計監査人とは6回の会合を持ちました。また往査した全ての子会社の会計監査人とも意見及び情報の交換の会合を持ちました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

メック株式会社 監査役会

常勤社外監査役	前 田 勝 廣	Ⓔ
常勤監査役	松 下 太 郎	Ⓔ
社外監査役	田 中 明 子	Ⓔ

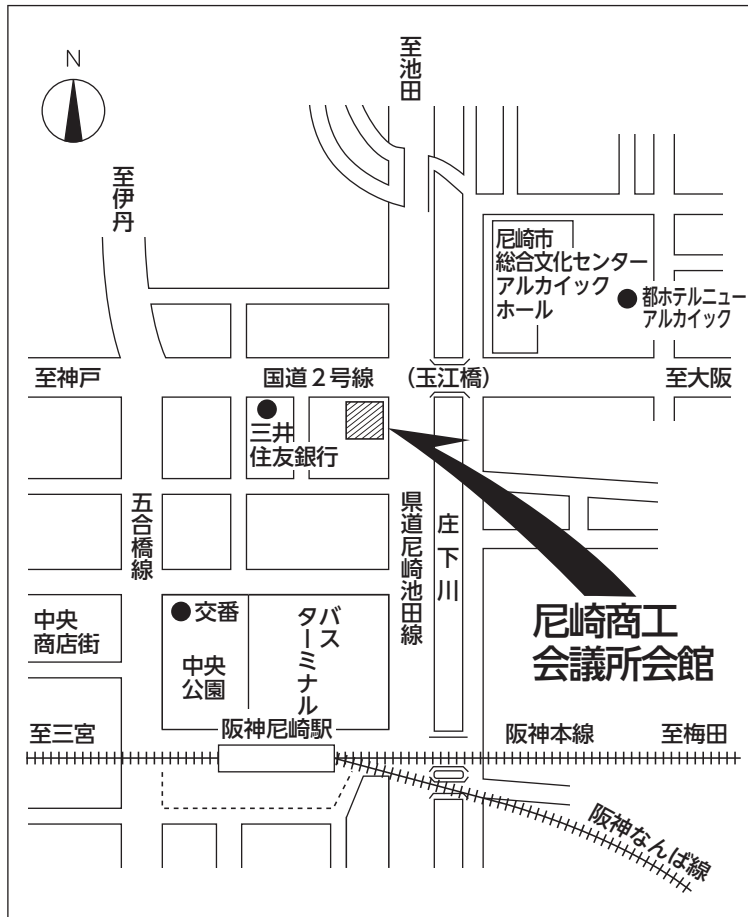
以 上

株主総会会場ご案内図

会場 尼崎商工会議所会館 7階 701会議室

兵庫県尼崎市昭和通3丁目96番地

会場付近図



《交通》 「阪神尼崎駅」下車、北へ徒歩約3分。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

